

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下二位を四捨五入する）

マージンに含まれる費用には、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費用（就業管理費用、営業費用、募集費用等）、営業利益があります。

**BPO・人財開発部** 〒790-0002 愛媛県松山市二番町3-6-5 明治安田生命ビル2階

派遣労働者数	48名
派遣先の数	9社
労働者派遣に関する料金の平均額	11,929円(1日8時間あたり換算)
労働者派遣の賃金額の平均額	8,679円(1日8時間あたり換算)
マージン率	27.2%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、ビジネスマナー研修、情報機器操作研修等を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。一定の基準を満たした方に年1回定期健康診断を実施しています。
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023年4月1日～2024年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	089-998-2345

**システム事業本部** 〒790-0054 愛媛県松山市空港通1-8-16 えざき本社ビル1F

派遣労働者数	6名
派遣先の数	1社
労働者派遣に関する料金の平均額	18,472円(1日8時間あたり換算)

労働者派遣の賃金額の平均額	11,817 円(1 日 8 時間あたり換算)
マージン率	36.0%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、ビジネスマナー研修、情報機器操作研修等を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。一定の基準を満たした方に年 1 回定期健康診断を実施しています。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	089-989-3838

広島支店 〒730-0016 広島県広島市中区鞆町 13-11 明治安田生命広島鞆町ビル 12F

派遣労働者数	3 名
派遣先の数	2 社
労働者派遣に関する料金の平均額	18,400 円(1 日 8 時間あたり換算)
労働者派遣の賃金額の平均額	12,800 円(1 日 8 時間あたり換算)
マージン率	30.4%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、ビジネスマナー研修、情報機器操作研修等を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。一定の基準を満たした方に年 1 回定期健康診断を実施しています。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	082-502-2800

大阪支店 〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 1-12-8 明治安田生命肥後橋ビル 8F

派遣労働者数	0 名
派遣先の数	0 社
労働者派遣に関する料金の平均額	実績なし

労働者派遣の賃金額の平均額	実績なし
マージン率	実績なし
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、ビジネスマナー研修、情報機器操作研修等を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。一定の基準を満たした方に年1回定期健康診断を実施しています。
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023年4月1日～2024年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	082-502-2800